

業務方法書の取扱いの一部改正について

1 業務方法書の取扱い(平成16年5月6日通知)

(下線部変更)

新	旧
<p>別表 受入予定証券残高及び担保指定証券残高に係る評価額等に関する表(第9条及び第12条第2項関係)</p> <p>1. ~9. (略)</p> <p>10. 外国カバードワラント、機構が定める<u>非上場新株予約権付社債</u>並びに日本証券業協会によりフェニックス銘柄に指定されている株式及び新株予約権付社債については、担保指定証券の対象から除外し、併せて受入予定証券残高の時価に乗すべき率を零とする。</p> <p>11. (略)</p>	<p>別表 受入予定証券残高及び担保指定証券残高に係る評価額等に関する表(第9条及び第12条第2項関係)</p> <p>1. ~9. (略)</p> <p>10. 外国カバードワラント、機構が定める<u>総額買取型新株予約権付社債</u>、並びに日本証券業協会によりフェニックス銘柄に指定されている株式及び新株予約権付社債については、担保指定証券の対象から除外し、併せて受入予定証券残高の時価に乗すべき率を零とする。</p> <p>11. (略)</p>

2 附 則

この改正規定は、平成25年2月1日から施行する。